

インド特許法の基礎(第23回)

～特許要件(4)～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

インドにおいて発明は、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法と定義されており（第2条(1)(i)）、医薬品、農薬等の物質発明も保護対象に含まれる。しかし、既知物質の新規形態であって、その効能が既知物質の効能と実質的に同一であるような物質発明は、効能を増大させるものでなければ発明に該当しないとされ（第3条(d)）、特許を受けることができない。第3条(d)は、新規医薬の特許出願後に、その軽微な改良発明について継続的に特許出願を行うことにより、医薬特許の存続期間を実質的に延長し、市場を長期間にわたって独占しようとするエバーグリーンニング（evergreening）を防止するための条項である。第3条(d)は、エバーグリーンニング条項とも呼ばれている。進歩性が低い改良医薬に特許を付与することは、発明の開示に対する代償として20年の独占排他権を付与する特許法の趣旨に反し、後発医薬品の普及を不当に妨げる等の弊害を招くおそれがあるため、望ましいことでは無い。しかしながら、インドにおけるエバーグリーンニング条項（第3条(d)）は、進歩性のハードルを高く維持するための確認規定では無く、進歩性の程度が低い軽微な改良発明はもちろんのこと、進歩性を有する物質発明の特許も排除し得るものであり、欧州、英国等の先進諸国には例が無い規定である。

2. インド特許法第3条(d)

(1) 物質発明に関連する条文を以下に示す。

| | |
|-------|--|
| 発明性要件 | 第I章 総則 第2条 定義及び解釈 (1) 本法においては、文脈上他の意味を有する場合を除き、 (i) 「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう。 (ja) 「進歩性」とは、現存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の熟練者にとって自明でなくするものをいう。 |
| 特許性要件 | 第II章 特許されない発明 第3条 発明でないもの 次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。 ... |